配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和８年１０月施行）

改訂案

P1

第１章　総　則

１．１　一般事項

1.1.1 適用範囲

１　この仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という）が受注者（以下「乙」という）により施工する配水管布設工事等に適用する。
２　この仕様書に定めのない事項は、別に定める特記仕様書によるものとし、双方に定めのない事項は、秋田県土木工事共通仕様書（以下「県仕様書」という。）によるものとする。ただし、第１編共通編のうち第１章総則については秋田市土木工事共通仕様書によるものとする。
３　この仕様書と特記仕様書の定めとが異なるときは、特記仕様書による。

1.1.2 法令等の遵守

工事の施工に当たり乙は、次に掲げる法律およびその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。
水道法・建設業法・道路法・道路交通法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・騒音規制法・振動規制法・河川法・港湾法・消防法・文化財保護法・中小企業退職金共済法・水質汚濁防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・火薬類取締法・毒物及び劇物取締法・労働安全衛生規則・酸素欠乏症等防止規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・再生資源の利用の促進に関する法律・製造物責任法・水道施設設計指針・土木工事安全施工技術指針・石綿障害予防規則・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律
なお、これら諸法規の運用適用は乙の負担と責任において行うこと。

1.1.3 官公署等への諸手続

乙は、工事の施工に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続に当たっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、迅速・確実に行い、その経過については、速やかに監督員に報告すること。

1.1.4 疑義の解釈

仕様書（特記仕様書含む）および設計図に疑義を生じた場合は、甲の解釈による。

1.1.5 提出図書

１　乙は、指定の日までに甲の定める表－１．１の図書を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた図書は、別に提出させることができる。
２　提出した図書に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。
３　様式に押印のないものについては、電子メールによる提出を可とする。

表－１．１　提出図書一覧表

番号	名称	部数	提出期限	参考
1	工事施行届（工程表）	1	契約締結後５日以内	※1
2	共済掛金収納書届	1	契約締結後１ヶ月以内	※1
3	建退共証紙貼付実績書	1	完成届提出時	※1
4	法定外の労災保険証券等の写し	1	着工の５日前	
5	施工体制台帳	1	下請負金額に関わらず全ての工事で着工の５日前	
6	施工体系図	1	着工の５日前	※1
7	施工計画書	1	着工の５日前	
8	段階確認書	1	段階確認前	※1
9	材料承認願	1	着工の５日前	※1
10	再生資源利用計画書	1	工事契約後 14 日以内	※2
11	再生資源利用促進計画書	1	工事契約後 14 日以内	※3
12	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	1	該当工事契約後 14 日以内	※3(1)

現　行

P1

第１章　総　則

１．１　一般事項

1.1.1 適用範囲

１　この仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という）が受注者（以下「乙」という）により施工する配水管布設工事等に適用する。
２　この仕様書に定めのない事項は、別に定める特記仕様書によるものとし、双方に定めのない事項は、秋田県土木工事共通仕様書（以下「県仕様書」という。）によるものとする。ただし、第１編共通編のうち第１章総則については秋田市土木工事共通仕様書によるものとする。
３　この仕様書と特記仕様書の定めとが異なるときは、特記仕様書による。

1.1.2 法令等の遵守

工事の施工に当たり乙は、次に掲げる法律およびその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。
水道法・建設業法・道路法・道路交通法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・緊急失業対策法・騒音規制法・振動規制法・河川法・港湾法・消防法・文化財保護法・中小企業退職金共済法・水質汚濁防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・火薬類取締法・毒物及び劇物取締法・労働安全衛生規則・酸素欠乏症等防止規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・再生資源の利用の促進に関する法律・製造物責任法・水道施設設計指針・土木工事安全施工技術指針・石綿障害予防規則・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律
なお、これら諸法規の運用適用は乙の負担と責任において行うこと。

1.1.3 官公署等への諸手続

乙は、工事の施工に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続に当たっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、迅速・確実に行い、その経過については、速やかに監督員に報告すること。

1.1.4 疑義の解釈

仕様書（特記仕様書含む）および設計図に疑義を生じた場合は、甲の解釈による。

1.1.5 提出図書

１　乙は、指定の日までに甲の定める表－１．１の図書を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた図書は、別に提出させることができる。
２　提出した図書に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。
３　様式に押印のないものについては、電子メールによる提出を可とする。

表－１．１　提出図書一覧表

番号	名称	部数	提出期限	参考
1	工事施行届（工程表）	1	契約締結後５日以内	※1
2	共済掛金収納書届	1	契約締結後１ヶ月以内	※1
3	建退共証紙貼付実績書	1	完成届提出時	※1
4	法定外の労災保険証券等の写し	1	契約後速やかに	
5	施工体制台帳	1	下請負金額に関わらず全ての工事で着工の５日前	
6	施工体系図	1	着工の５日前	※1
7	施工計画書	1	着工の５日前	
8	段階確認書	1	段階確認前	※1
9	材料承認願	1	着工の５日前	※1
10	再生資源利用計画書	1	工事契約後 14 日以内	※2
11	再生資源利用促進計画書	1	工事契約後 14 日以内	※3
12	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	1	該当工事契約後 14 日以内	※3(1)

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和８年１０月施行）

改訂案

P3

注１）産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、原本（Ｅ票）を監督員に提示し確認を受けること。
また、検査終了後は法律で定められた期間、乙（排出事業者）が責任をもって保管すること。
注２）警備伝票の原本を監督員に提示し確認を受けること。

１．２　安全管理

1.2.1 一般事項

１　乙は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
２　乙は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。
(1) 工事施工に当たり工事従事者の安全をはかるため、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規を遵守すること。
(2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。
(3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、材料の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。特に、ガス関連工事等については、緊急措置体制をとっておくこと。
(4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。
(5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適当な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。
３　危険物を使用する場合は、その保管および取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずること。
４　工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとること。
５　乙は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導警備員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。
６　乙は、工事の施工に先立ち、地下埋設物の有無を確認し、地下埋設物確認書にて監督員に報告するとともに、必要に応じ、協議のうえ対策を講ずること。
７　乙は、熱中症のおそれがある工事従事者が生じた場合の報告体制の整備として、現場責任者等の連絡先を見やすい場所に掲示しておくこと。
　また、熱中症が生じた場合の必要な措置の実施手順を作成し、施工計画書に記載し提出するとともに、すべての工事従事者（交通誘導警備員等も含む）に周知すること。
８　乙は、上記のほか県仕様書の「1-1-1-31 工事中の安全確保」に従い、工事中の災害防止に必要な安全対策や安全教育・訓練等を実施しなければならない。

1.2.2 安全保安対策

１　乙は、工事の施工に当たり、関係官公署の交通規制に係る指示に従うとともに、県仕様書に基づき交通の安全を確保するため、十分な施設を設置すること。また、保安施設設置標準図を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。
２　保安設備は、車両および一般通行者の防げとならないよう配置するとともに、常時適正保守管理を行うこと。
３　工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。
４　作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧をし、遅滞なく一般交通に開放すること。
５　作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホールならびにボックスはこれを常時使用できるように確保しておくこと。
６　作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工を設け、又は保安ネット等で覆っておくこと。た

現　行

P3

注１）産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、原本（Ｅ票）を監督員に提示し確認を受けること。
また、検査終了後は法律で定められた期間、乙（排出事業者）が責任をもって保管すること。
注２）警備伝票の原本を監督員に提示し確認を受けること。

１．２　安全管理

1.2.1 一般事項

１　乙は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
２　乙は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。
(1) 工事施工に当たり工事従事者の安全をはかるため、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規を遵守すること。
(2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。
(3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、材料の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。特に、ガス関連工事等については、緊急措置体制をとっておくこと。
(4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。
(5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適当な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。
３　危険物を使用する場合は、その保管および取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずること。
４　工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとること。
５　乙は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導警備員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。
６　乙は、工事の施工に先立ち、地下埋設物の有無を確認し、地下埋設物確認書にて監督員に報告するとともに、必要に応じ、協議のうえ対策を講ずること。
７　乙は、熱中症のおそれがある工事従事者が生じた場合の報告体制の整備として、現場責任者等の連絡先を見やすい場所に掲示しておくこと。
　また、熱中症が生じた場合の必要な措置の実施手順を作成し、施工計画書に記載し提出するとともに、すべての工事従事者（交通誘導警備員等も含む）に周知すること。
８　乙は、上記のほか県仕様書の「1-1-1-30 工事中の安全確保」に従い、工事中の災害防止に必要な安全対策や安全教育・訓練等を実施しなければならない。

1.2.2 安全保安対策

１　乙は、工事の施工に当たり、関係官公署の交通規制に係る指示に従うとともに、県仕様書に基づき交通の安全を確保するため、十分な施設を設置すること。また、保安施設設置標準図を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。
２　保安設備は、車両および一般通行者の防げとならないよう配置するとともに、常時適正保守管理を行うこと。
３　工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。
４　作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧をし、遅滞なく一般交通に開放すること。
５　作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホールならびにボックスはこれを常時使用できるように確保しておくこと。
６　作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工を設け、又は保安ネット等で覆っておくこと。た

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和８年１０月施行）

改訂案

P6

十分調査しておくこと。

4　試験掘工箇所は、現地調査結果を基に箇所図を作成し、監督員と協議し決定すること。試験掘工完了後、速やかに結果をとりまとめ、状況写真と併せて工事打合簿により提出すること。

5　試験掘工では、舗装厚と地下埋設物の埋設位置・埋設深度とともに湧水の有無と水位について、計測し記録すること。

6　試験掘工は１箇所あたり、幅 0.5m・延長 1.5m・深さ 1.3m を標準とすること。寸法の変更に際しては、あらかじめ監督員と協議すること。

1.4.3 障害物件の取り扱い

1　工事施工中、他の所管に属する地上施設物および地下埋設物その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その管理者の立会いを求め、移設又は防護の終了を待って、工事を進行させること。

2　乙は、工事施工中損傷を与えるおそれのある施設に対しては、仮防護その他適当な措置をし、工事完了後原形に復旧すること。

3　乙は、地上施設物又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合は、その指示に従い、その内容について速やかに監督員に報告し、必要があると認められる場合は監督員と協議すること。

1.4.4 現場付近居住者への広報等

乙は、工事着工に先立ち、監督員の指示により現場付近居住者に対し、工事内容について説明を行い、工事の施工について十分な協力が得られるよう努めること。なお、工事内容を現場付近居住者に周知させるため文書等の広報措置を講ずること。

1.4.5 公害防止

乙は、工事の施工に際し、騒音規制法、振動規制法および公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音、振動、塵挨等による苦情が起こらないよう有効適切な措置を講ずること。

また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。

1.4.6 就業時間等

1　工事実施の都合上就業時間を延長し、又は夜間作業を必要とする場合は、あらかじめ監督員と協議し、その承認を受けること。監督員は工事の施工上必要と認めた場合、乙に就業時間の延長又は夜間作業を命ずることがある。

2　工事実施の都合上土曜日、日曜日および祝日に作業を行う場合は、あらかじめ監督員と協議し、必要な措置を講じ休日作業届（様式集参照）を提出すること。

1.4.7 折衝報告

工事施工に関しては、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を監督員に報告すること。

1.4.8 他工事との協調

乙は、工事現場付近で他工事が施工されている場合、又はその工事と共同もしくは出合工事となる場合は、互いに協調し、円滑な施工を行うこと。

1.4.9 工事関係書類の整備

乙は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておくこと。

1.4.10 個人情報の保護

乙は、工事の施工に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

現　行

P6

十分調査しておくこと。

4　試験掘工箇所は、現地調査結果を基に箇所図を作成し、監督員と協議し決定すること。試験掘工完了後、速やかに結果をとりまとめ、状況写真と併せて工事打合簿により提出すること。

5　試験掘工では、地下埋設物の埋設位置・埋設深度とともに湧水の有無と水位について、計測し記録すること。

6　試験掘工は１箇所あたり、幅 0.5m・延長 1.5m・深さ 1.3m を標準とすること。寸法の変更にあたっては、予め監督員と協議すること。

1.4.3 障害物件の取り扱い

1　工事施工中、他の所管に属する地上施設物および地下埋設物その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その管理者の立会いを求め、移設又は防護の終了を待って、工事を進行させること。

2　乙は、工事施工中損傷を与える恐れのある施設に対しては、仮防護その他適当な措置をし、工事完了後原形に復旧すること。

3　乙は、地上施設物又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合は、その指示に従い、その内容について速やかに監督員に報告し、必要があると認められる場合は監督員と協議すること。

1.4.4 現場付近居住者への広報等

乙は、工事着工に先立ち、監督員の指示により現場付近居住者に対し、工事内容について説明を行い、工事の施工について十分な協力が得られるよう努めること。なお、工事内容を現場付近居住者に周知させるため文書等の広報措置を講ずること。

1.4.5 公害防止

乙は、工事の施工に際し、騒音規制法、振動規制法および公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音、振動、塵挨等による苦情が起こらないよう有効適切な措置を講ずること。

また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。

1.4.6 就業時間等

1　工事実施の都合上就業時間を延長し、又は夜間作業を必要とする場合は、あらかじめ監督員と協議し、その承認を受けること。監督員は工事の施工上必要と認めた場合、乙に就業時間の延長又は夜間作業を命ずることがある。

2　工事実施の都合上日曜日および祝日に作業を行う場合は、あらかじめ監督員と協議し、必要な措置を講じ休日作業届（様式集参照）を提出すること。

1.4.7 折衝報告

工事施工に関しては、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を監督員に報告すること。

1.4.8 他工事との協調

乙は、工事現場付近で他工事が施工されている場合、又はその工事と共同もしくは出合工事となる場合は、互いに協調し、円滑な施工を行うこと。

1.4.9 工事関係書類の整備

乙は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておくこと。

1.4.10 個人情報の保護

乙は、工事の施工に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和８年１０月施行）

改訂案

P56

第５章　給水装置切替工事

５．１　施工一般

5.1.1 一般事項

１　配水管布設工事等に係わる給水装置の切替については、甲の別に定める「給水装置工事施行指針」に基づき施工するものとする。
２　給水装置の切替およびメーター移動を伴う工事を行ったものについては、監督員の指示により各戸毎に給水装置無償切替工事完成届（様式集参照）を提出させる場合がある。
３　給水装置の切替にあたり民有地を掘削する際は、事前に土地所有者から止水栓設置位置や復旧方法等について了解を得ること。なお、土地所有者が所在不明等の理由で了解を得られない場合は、監督員の指示を受けること。
４　既設管が鉛管の場合は、別に定める給水管連絡工事施工区分にかかわらず、その解消に努めること。

5.1.2 材料

１　使用材料については、甲の別に定める「給水装置工事施行指針」に規定されたものであること。

5.1.3 施工方法

１　分水栓から止水栓まで全部取替ることを原則とする。
２　穿孔する際は、配水管内に切り粉が残留しないようドレン装置を設置し排水しながら行うこと。
３　サドル付分水栓の取り付けボルトは、片締めにならないよう注意しながら、下表の標準締付トルクで取り付けること。

標準締付トルク　（単位：N・m）

取付配水管の種類	ボルトの呼び径	
	M16	M20
DIP	60	75
VP	40	―
SP	60	75
HPPE	40	

5.1.4 水圧試験工

１　サドル付分水栓取付後、「管路等の水圧試験要綱」に基づき水圧試験を行うこと。

現　行

P56

第５章　給水装置切替工事

５．１　施工一般

5.1.1 一般事項

１　配水管布設工事等に係わる給水装置の切替については、甲の別に定める「給水装置工事施行指針」に基づき施工するものとする。
２　給水装置の切替を行ったものについては、監督員の指示により各戸毎に給水装置無償切替工事完成届（様式集参照）を提出させる場合もある。また、メーター移動を伴う工事はメーター移動届（様式集参照）を提出すること。
３　給水装置の切替にあたり民有地を掘削する際は、事前に土地所有者から止水栓設置位置や復旧方法等について了解を得ること。なお、土地所有者が所在不明等の理由で了解を得られない場合は、監督員の指示を受けること。
４　既設管が鉛管の場合は、別に定める給水管連絡工事施工区分にかかわらず、その解消に努めること。

5.1.2 材料

１　使用材料については、甲の別に定める「給水装置工事施行指針」に規定されたものであること。

5.1.3 施工方法

１　分水栓から止水栓まで全部取替ることを原則とする。
２　穿孔する際は、配水管内に切り粉が残留しないようドレーン装置を設置し排水しながら行うこと。
３　サドル付き分水栓の取り付けボルトは、片締めにならないよう注意しながら、下表の標準締付トルクで取り付けること。

標準締付トルク　（単位：N・m）

取付配水管の種類	ボルトの呼び径	
	M16	M20
DIP	60	75
VP	40	―
SP	60	75
HPPE	40	

5.1.4 水圧試験工

１　サドル付分水栓取付後、「管路等の水圧試験要綱」に基づき水圧試験を行うこと。

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和８年１０月施行）

改訂案

P57

参　考

出来形管理規格値

出来形管理規格値は、県仕様書によるものとする。主な規格値は下記のとおりである。

NO	工　種	項　目	規格値(mm)	摘　要
1	配管土工	幅	－ 30	
		深さ	＋ 30 － 30	
2	管布設工	土被り	＋ 30 － 30	
		中心線のずれ	＋ 50 － 50	
		延長	－ 200	
		総延長	－ 200	
3	弁きょう据付工	すり付け	－ 10	
4	路盤工	車道(下層)幅	－ 50	
		車道(下層)厚	－ 45	
		車道(粒調)幅	－ 50	
		車道(粒調)厚	－ 30	小規模
		車道(瀝安)幅	－ 50	
		車道(瀝安)厚	－ 20	
		歩道　幅	－ 100	
		歩道　厚	－ 45	t ≧ 15cm
5	表層工	車道　幅	－ 25	
		車道　厚	－ 9	小規模
		歩道(路肩)幅	－ 25	
		歩道(路肩)厚	－ 9	小規模
		基層　幅	－ 25	
		基層　厚	－ 12	小規模

※1　管布設工は、下水道編に準拠する。
　2　配管土工、弁きょう据付工は上下水道局基準である。
　3　上記の表以外の規格値は、県仕様書によるものとする。
　4　上記の規格値は検査時の許容範囲であり、現場管理は設計値により行うこと。

現　行

P57

参　考

出来形管理規格値

出来形管理規格値は、県土木共通仕様書によるものとする。主な規格値は下記のとおりである。

NO	工　種	項　目	規格値(mm)	摘　要
1	配管土工	幅	－ 30	
		深さ	＋ 30 － 30	
2	管布設工	土被り	＋ 30 － 30	
		中心線のずれ	＋ 50 － 50	
		延長	－ 200	
		総延長	－ 200	
3	弁きょう据付工	すり付け	－ 10	
4	路盤工 （砕石）	車道(下層)幅	－ 50	
		車道(下層)厚	－ 45	
		車道(粒調)幅	－ 50	
		車道(粒調)厚	－ 30	小規模
		歩道　幅	－ 100	
		歩道　厚	－ 30	t ＜15cm
5	表層工	車道　幅	－ 25	
		車道　厚	－ 9	小規模
		歩道(路肩)幅	－ 25	
		歩道(路肩)厚	－ 9	小規模
		基層　幅	－ 25	
		基層　厚	－ 12	小規模

※1　管布設工は、下水道関係に準拠する。
　2　配管土工、弁きょう据付工は上下水道局基準である。
　3　上記の表以外の規格値は、県土木共通仕様書によるものとする。
　4　上記の規格値は検査時の許容範囲であり、現場管理は設計値により行うこと。